

⑥ガソリンや軽油の買いだめに関する防火安全上の注意事項

ガソリンと軽油の危険性

- ・ガソリンは気温が−40℃でも気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼する物質(軽油は+40℃)です。
- ・ガソリンの蒸気は、空気より重いため、穴やくぼみなどに溜まりやすく、離れたところにある思わぬ火源(ライター等の裸火、静電気、衝撃の火花等)によって引火する危険性があります。
- ・軽油は、大量に保管すると火災危険性が高まるとともに、一旦火災が発生すると大火災になる危険性があります。

ガソリンや軽油を入れる容器

- ・ガソリンや軽油を入れる容器は、消防法令により、一定の強度を有するとともに、材質により容量が制限されています。(携行缶や金属製容器を使用してください。)
- ・特に、灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは非常に危険ですので行わないでください。

ガソリンスタンドの利用者の注意事項

- ・ガソリンや軽油の買いだめは極力控えてください。
- ・消防法令の基準に適合した容器で購入してください。
- ・セルフスタンドでは、利用客が自らガソリンおよび軽油を容器に入れることはできません。

ガソリンや軽油の保管

- ・ガソリンは、火災の発生危険が極めて高く、火災が発生すると爆発的に延焼拡大するため、ガソリンを容器に入れて保管することは極力控えてください。
- ・軽油は、大量に保管すると、火災の発生危険が高まるとともに、火災が発生すると、大規模な火災となる危険性が高いため、大量保管することは極力控えてください。

ガソリンや軽油の保管場所

- ・40リットル以上200リットル未満のガソリンまたは200リットル以上1,000リットル未満の軽油を保管する場合は、笠間市火災予防条例により、保管場所の壁、柱、床および天井が不燃材料であることなど、構造等の要件が当該条例の基準に適合していなければなりません。
- ・200リットル以上のガソリンまたは1,000リットル以上の軽油を保管する場合は、消防法により、壁、柱及び床を耐火構造とするなど、一定の構造等の基準に適合していなければなりません。

問 笠間市消防本部 予防課 TEL0296-72-0874

⑧税務職員(国家公務員採用Ⅲ種(税務))採用試験のご案内

受験資格 昭和62年4月2日～平成3年4月1日生まれの方

試験の程度 高等学校卒業程度

受付期間 6月24日(火)～7月1日(火)

試験日 第1次試験9月7日(日)

申・問 関東信越国税局 人事第二課 試験係
TEL048-600-3111

③市民課からのお知らせ

5月1日から証明書の発行の際に窓口に来た方の本人確認が必要になります。

代理人等・使者の請求は来た方の本人確認以外に委任状の提出が必要になります。

住民基本台帳法と戸籍法の一部が改正され、これにより戸籍証明書・住民票等を請求するときや、戸籍関係の届出をするときは、窓口で「本人確認」が義務付けられました。

本人確認は、各種証明書を本人になりすまして不正に取得することを防ぎ、個人情報を保護するためのものであります。ご理解とご協力をお願いします。

《対象となる手続き》

○届出

〈戸籍届出〉 婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届など

〈住所異動届出〉 転入届、転出届、転居届、世帯変更届など

〈印鑑登録〉 印鑑の新規登録、改印登録、印鑑廃止など

○証明書の請求

戸籍謄抄本、住民票、戸籍の附票、身分証明書、軽自動車住所証明書など

《本人確認のための身分証明書》

○1つで確認できるもの(官公署が発行した顔写真付きのもの)

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付き)、身体障害者手帳など

○複数必要となるもの

健康保険証、各種年金証書、介護保険被保険者証、住民基本台帳カード(写真なし)、社員証・学生証(写真付き)など

※身分証明などをお持ちでない方については、口頭での質問や、文書での通知などをさせていただきます。

問 市民課(内線146・147) 笠間支所市民窓口課(内線72101) 岩間支所市民窓口課(内線73185)

④5月は消費者月間です

毎年5月は、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題の啓発に集中的に取り組む「消費者月間」です。

笠間市消費生活センターでは、賢い消費者を育成するため、様々な活動を行っています。

☆消費生活相談

消費生活について相談を受け、トラブルが解決できるようにアドバイスや情報提供を行っています。相談は無料・秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。(月・水・金曜日は専門相談員が相談に応じます。)

受付時間 午前9時～午後4時

申・問 笠間市消費生活センター

(笠間市役所 本所1階 市民活動課内)

TEL0296-77-1313 (直通)

⑤中途失明者緊急生活訓練を実施します

対象者 県内に在住の視覚障害以外の障害を有しない方で伝染性疾患を有しない方、または、訓練時において体感機能に支障をきたさない症状の方。

実施場所 県立視覚障害者福祉センターへの通所、または指導員派遣による訓練生宅等への訪問で実施。

対象人員 申し込み状況により概ね20人

訓練期間 1年間(18回)

申込期限 5月7日(水)

申・問 社会福祉課(内線155)